平成２９年（フ）第１５７号
福島県二本松市安達ヶ原１丁目291番地１特別養護老人ホーム安達ヶ原あだたら荘
破産者　五十嵐達也
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２４５６号
横浜市青葉区荏田西４丁目７番地３　フォンテーヌ市ケ尾401
破産者　大木　健次
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６５号
川崎市宮前区神木本町４丁目15番５号　カミキマンション　105
破産者　中元　　司
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９１号
横浜市都筑区大棚町421番地１　ソレイユセンター南101
破産者　穂刈　宣彰
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３１号
川崎市麻生区百合丘２－９－５　パークレーン２階２Ａ号室、住民票上の住所川崎市麻生区百合丘３丁目22番地　10―101
破産者　池上　克久
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
川崎市麻生区上麻生５丁目７番12号　エスポワール柿生　206
破産者　嶋田　孝幸
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９５号
川崎市中原区新城３丁目９番７号　ブランドール新城204
破産者　相庭　規子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
神奈川県厚木市関口115番地１ダイアパレス本厚木406、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市金田373番地４
破産者　持田　尚人
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０号
新潟県魚沼市井口新田653番地１
破産者　田原　　武
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
新潟県佐渡市寺田566番地　グループホームはたの
破産者　土屋サダ子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
富山市永久町１番27号
破産者　金光　富子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
富山県高岡市本町３番４号
破産者　中山　　茂
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第９５号
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ａ棟208号、住民票上の住所富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地５号棟515号室
破産者　室田　春樹
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５３号
静岡県富士市蓼原641番地の９　グリーンコーポＣ―101号
破産者　蛯名　　誠
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２３号
静岡県富士宮市小泉2160番地の３　ハピネスⅡ303
破産者　佐野　正彦
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９８号
静岡県富士宮市宮北町96番地の５　ガリバー王国Ⅱ209
破産者　岡田　　薫
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区葵西２丁目３―50　永田マンション205号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目57番20号　ロイヤルシティ金子307号
破産者　松蔭　真澄
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
静岡県浜松市西区篠原町21557番地ソルジェンテ302号室
破産者　佐藤　雅博
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係